

第一級陸上無線技術士「法規」試験問題

2 0 問 2 時間

A－1 次の記述は、無線局（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）を除く。）の免許の申請について述べたものである。電波法（第6条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- (1)

(2) 開設を必要とする理由

(3) 通信の相手方及び通信事項

(4) 無線設備の設置場所

(5) 電波の型式並びに

(6) 希望する運用許容時間

(7) 無線設備の工事設計及び

(8) 運用開始の予定期日

(9) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容
- ② 人工衛星局の免許を受けようとする者は、①の書類にその規定に掲げる事項のほか、その人工衛星の打上げ予定時期及び使用可能期間並びに を併せて記載しなければならない。

A	B	C	D
1 目的	希望する周波数の範囲及び空中線電力	工事落成の予定期日	その人工衛星局の目的を遂行できる人工衛星の位置の範囲
2 目的	周波数及び実効 ^{ふく} 輻射電力	工事着手の予定期日	その人工衛星局の目的を遂行できる人工衛星の位置の範囲
3 無線局の種別	希望する周波数の範囲及び空中線電力	工事着手の予定期日	その人工衛星局を開設する人工衛星の軌道又は位置
4 無線局の種別	周波数及び実効 ^{ふく} 輻射電力	工事落成の予定期日	その人工衛星局を開設する人工衛星の軌道又は位置
5 目的	希望する周波数の範囲及び空中線電力	工事着手の予定期日	その人工衛星局の目的を遂行できる人工衛星の位置の範囲

A－2 無線局の免許状及び証票に関する次の記述のうち、電波法（第21条及び第24条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告しなければならない。
- 3 無線局に備え付けておかなければならない免許状は、別に定める無線局を除き、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 4 陸上移動局、携帯局又は携帯移動地球局にあっては、3の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所（包括免許に係る特定無線局にあっては、その局の包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所とする。）に免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が発給する証票を備え付けなければならない。ただし、電気通信業務を行うことを目的として開設する陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局等電波法施行規則第38条（備付けを要する業務書類）第3項ただし書に掲げる無線局については、当該証票の備付けを要しない。

A－3 次の記述は、申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法（第19条及び第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人又は電波法第8条の予備免許を受けた者が識別信号、 A 又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 B 特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- ② 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が不正な手段により電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による①の指定の変更を行わせたときは、 C ことができる。

A	B	C
1 電波の型式、周波数、空中線電力	混信の除去その他	その免許を取り消す
2 電波の型式、周波数、空中線電力	電波の規整その他公益上	3箇月以内の期間を定めて電波の発射の停止を命ずる
3 無線設備の設置場所、電波の型式、周波数、空中線電力	混信の除去その他	3箇月以内の期間を定めて電波の発射の停止を命ずる
4 無線設備の設置場所、電波の型式、周波数、空中線電力	電波の規整その他公益上	その免許を取り消す

A－4 次の記述は、無線局に関する情報の公表等について述べたものである。電波法（第25条）及び電波法施行規則（第11条の2の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、 A 場合その他総務省令で定める場合に必要とされる B に関する調査を行おうとする者の求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であって総務省令で定めるものを提供することができる。
- ② ①の総務省令で定める場合は、免許人又は電波法第8条の予備免許を受けた者が、次のアからキまでのいずれかを行おうとする場合とする。
- ア 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事（注） イ 通信の相手方の変更 ウ 無線設備の設置場所の変更
- 注 電波法施行規則第10条（許可を要しない工事設計の変更等）に規定する許可を要しない工事設計の変更等を除く。
- エ 放送区域の変更 オ 電波の型式の変更 カ 空中線電力の変更 キ 運用許容時間の変更
- ③ ①に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報を C のために利用し、又は提供してはならない。

A	B	C
1 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする	電波の有効利用	第三者の利益
2 電波の能率的な利用に関する研究を行う	混信又は輻輳	第三者の利益
3 電波の能率的な利用に関する研究を行う	電波の有効利用	①及び②の調査の用に供する目的以外の目的
4 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする	混信又は輻輳	①及び②の調査の用に供する目的以外の目的

A－5 空中線電力に関する次の用語の定義のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「空中線電力」とは、^{せん}尖頭電力、平均電力、搬送波電力又は規格電力をいう。
- 2 「^{せん}尖頭電力」とは、通常の動作状態において、変調包絡線の最高^{せん}尖頭における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。
- 3 「搬送波電力」とは、変調のない状態における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。ただし、この定義は、パルス変調の発射には適用しない。
- 4 「平均電力」とは、通常の動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であって、変調において用いられる周波数の平均の周波数の周期に比較してじゅうぶん長い時間にわたって平均されたものをいう。

A－6 次の記述は、受信設備の条件及び受信設備に対する総務大臣の監督について述べたものである。電波法（第29条及び第82条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて A の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①に規定する副次的に発する電波が A の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が B 以下でなければならない。
- ③ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項から第22項までの規定において、②にかかわらず別段の定めのあるものは、その定めるところによるものとする。
- ④ 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が A の機能に C 障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ⑤ 総務大臣は、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について④の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、 D ことができる。

A	B	C	D
1 他の無線設備	4ナノワット	継続的かつ重大な	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
2 重要無線通信を行う無線設備	20ナノワット	②に定める限度を超えて	その命令を受けてとった措置の内容を文書で報告させる
3 他の無線設備	4ナノワット	②に定める限度を超えて	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
4 重要無線通信を行う無線設備	4ナノワット	継続的かつ重大な	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
5 他の無線設備	20ナノワット	②に定める限度を超えて	その命令を受けてとった措置の内容を文書で報告させる

A－7 次の記述は、人工衛星局の条件について述べたものである。電波法（第36条の2）及び電波法施行規則（第32条の4及び第32条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① A の無線設備は、遠隔操作により電波の発射を直ちに停止することのできるものでなければならない。
- ② 対地静止衛星に開設する人工衛星局（実験試験局を除く。）であって、固定地点の地球局相互間の無線通信の中継を行うものは、公称されている位置から B にその位置を維持することができるものでなければならない。
- ③ 人工衛星局は、その無線設備の C ことができるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。
- ④ ③のただし書の総務省令で定める人工衛星局は、対地静止衛星に開設する D とする。

A	B	C	D
1 人工衛星局（対地静止衛星に開設するものに限る。）	緯度及び経度のそれぞれ（±）1度以内	周波数及び空中線電力を遠隔操作により変更する	人工衛星局以外の人工衛星局
2 人工衛星局	経度の（±）0.1度以内	設置場所を遠隔操作により変更する	人工衛星局以外の人工衛星局
3 人工衛星局	経度の（±）0.1度以内	周波数及び空中線電力を遠隔操作により変更する	人工衛星局
4 人工衛星局（対地静止衛星に開設するものに限る。）	緯度及び経度のそれぞれ（±）1度以内	設置場所を遠隔操作により変更する	人工衛星局

A－8 送信設備の空中線電力の許容偏差に関する次の記述のうち、無線設備規則（第14条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 中波放送を行う放送局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限10パーセント、下限20パーセントとする。
- 2 5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限10パーセント、下限50パーセントとする。
- 3 超短波放送又はテレビジョン放送を行う放送局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限20パーセント、下限30パーセントとする。
- 4 道路交通情報通信を行う無線局（2.5GHz帯の周波数の電波を使用し、道路交通に関する情報を送信する特別業務の局をいう。）の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限20パーセント、下限50パーセントとする。

A－9 次の記述は、無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率の許容値について述べたものである。無線設備規則（第14条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

携帯無線通信を行う A、広帯域移動無線アクセスシステムの A 及び非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備（注）は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率（電磁界にさらされたことによって任意の生体組織10グラムが任意の6分間に吸収したエネルギーを10グラムで除し、さらに6分で除して得た値をいう。）を毎キログラム当たり B 以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

注 伝送情報が電話（音響の放送を含む。）のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。

- (1) C の無線設備
- (2) (1)に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線設備

A	B	C
1 陸上移動局	5ワット	平均電力が50ミリワット以下
2 陸上移動業務の無線局	2ワット	平均電力が50ミリワット以下
3 陸上移動局	2ワット	平均電力が20ミリワット以下
4 陸上移動業務の無線局	5ワット	平均電力が20ミリワット以下

A－10 無線従事者の免許等に関する次の記述のうち、電波法（第41条、第42条及び第79条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 2 総務大臣は、無線従事者が不正な手段により免許を受けたときは、その免許を取り消すことができる。
- 3 総務大臣は、電波法第79条第1項の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から5年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 4 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

A－11 次の記述は、陸上に開設する無線局に係る主任無線従事者について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、 A の B を行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であって②によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、 A の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 無線局の免許人又は登録人（以下「免許人等」という。）は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- ③ 電波法第39条（無線設備の操作）第7項の規定により、免許人等又は電波法第70条の9（登録人以外の者による登録局の運用）第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、主任無線従事者を C に、 B に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ④ 免許人等又は電波法第70条の9第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、③の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から3年以内に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

A	B	C
1 無線局（アマチュア無線局を除く。）	無線設備の操作及び運用	選任する前
2 無線局（アマチュア無線局を除く。）	無線設備の操作の監督	選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内
3 無線局（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）	無線設備の操作及び運用	選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内
4 無線局（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）	無線設備の操作の監督	選任する前

A－12 次の記述は、放送局の呼出符号等の放送について述べたものである。無線局運用規則（第138条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 放送局は、放送の開始及び終了に際しては、自局の呼出符号又は呼出名称（国際放送を行う放送局にあつては、 A を、テレビジョン放送を行う放送局にあつては、呼出符号又は呼出名称を表す文字による視覚の手段を併せて）を放送しなければならない。ただし、これを放送することが困難であるか又は不合理である放送局であつて、別に告示するものについては、この限りでない。
- ② 放送局は、 B 中は、毎時1回以上自局の呼出符号又は呼出名称（国際放送を行う放送局にあつては、 A を、テレビジョン放送を行う放送局にあつては、呼出符号又は呼出名称を表す文字による視覚の手段を併せて）を放送しなければならない。ただし、①のただし書に規定する C は、この限りでない。
- ③ ②の場合において放送局は、国際放送を行う場合を除くほか、自局であることを容易に識別することができる方法をもって自局の呼出符号又は呼出名称に代えることができる。

A	B	C
1 周波数及び空中線電力	運用許容時間	放送局の場合又は放送の効果を妨げるおそれがある場合
2 周波数及び送信方向	運用許容時間	放送局の場合
3 周波数及び送信方向	放送している時間	放送局の場合又は放送の効果を妨げるおそれがある場合
4 周波数及び空中線電力	放送している時間	放送局の場合

A－13 次の記述は、免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条）及び電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された **A** の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 次の(1)から(6)までに掲げる通信は、①の(6)の「総務省令で定める通信」とする。
- (1) **B**
- (2) 電波の規正に関する通信
- (3) 電波法第74条第1項に規定する非常の場合の **C**
- (4) **D** に関し急を要する通信（他の電気通信系統によっては、当該通信の目的を達することが困難である場合に限る。）
- (5) 人の生命、身体若しくは財産に重大な危害を及ぼす犯罪の捜査又はこれらの犯罪の現行犯人若しくは被疑者の逮捕に関し急を要する通信（他の電気通信系統によっては、当該通信の目的を達することが困難である場合に限る。）
- (6) その他電波法施行規則第37条（目的外通信等）各号に掲げる通信

	A	B	C	D
1	目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線機器の試験又は調整をするために行う通信	通信の訓練のために行う通信	人命の救助
2	目的、通信の相手方若しくは通信事項又は電波の型式及び周波数	免許人以外の者のための通信であって、急を要するもの	通信	人命の救助
3	目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線機器の試験又は調整をするために行う通信	通信	国又は地方公共団体の事務
4	目的、通信の相手方若しくは通信事項又は電波の型式及び周波数	免許人以外の者のための通信であって、急を要するもの	通信の訓練のために行う通信	国又は地方公共団体の事務

A－14 次の記述は、非常通信及び非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第52条及び第74条）及び無線局運用規則（第136条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 **A** を **B** に人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- ② 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を **C** ことができる。
- ③ 非常通信の取扱いを開始した後、 **A** の状態が復旧した場合は、 **D** 。

	A	B	C	D
1	有線通信	利用することができないとき	無線局に行うように要請する	その取扱いを停止することができる
2	有線通信	利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき	無線局に行わせる	速やかにその取扱いを停止しなければならない
3	電気通信業務の通信	利用することができないとき	無線局に行うように要請する	速やかにその取扱いを停止しなければならない
4	電気通信業務の通信	利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき	無線局に行わせる	その取扱いを停止することができる

A－15 次の事項のうち、電波法（第76条）の規定に照らし、総務大臣が特定無線局の包括免許を取り消すことができる場合に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第76条第1項の規定による無線局の運用の停止命令に従わないとき。
- 2 正当な理由がないのに、その包括免許に係るすべての特定無線局の運用を引き続き6箇月以上休止したとき。
- 3 電波法第27条の5（包括免許の付与）第1項第4号の運用開始の期限（期限の延長があったときは、その期限）までに特定無線局の運用を全く開始しないとき。
- 4 特定無線局について、包括免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の最大のものが当該包括免許に係る指定無線局数を著しく下回ることが確実にあると認めるに足りる相当な理由があるとき。

B－1 無線局の免許の申請の審査に関する次の事項のうち、電波法（第7条）の規定に照らし、総務大臣が固定業務及び陸上移動業務の無線局の免許の申請書を受理し、その審査をする際に、審査する事項に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 周波数の割当てが可能であること。
- イ その無線局を運用するに足りる技術的能力があること。
- ウ その無線局の業務を維持するに足りる財政的基礎があること。
- エ 工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。
- オ 総務省令で定める無線局（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

B－2 次の記述は、周波数測定装置の備付けについて述べたものである。電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が ア である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次の(1)から(8)までに掲げる送信設備以外のものとする。
 - (1) イ 周波数の電波を使用するもの
 - (2) ウ のもの
 - (3) 電波法第31条（周波数測定装置の備付け）に規定する周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
 - (4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた電波法第31条に規定する周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの
 - (5) エ の送信設備であって、空中線電力 オ 以下のもの
 - (6) 標準周波数局において使用されるもの
 - (7) アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の特性周波数を0.025パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの
 - (8) その他総務大臣が別に告示するもの

- | | | |
|---------------------|---------------------|---------------|
| 1 使用周波数の許容偏差の2分の1以下 | 2 使用周波数の許容偏差の4分の1以下 | |
| 3 470MHzを超える | 4 26.175MHzを超える | 5 空中線電力1ワット以下 |
| 6 空中線電力10ワット以下 | 7 放送局及び実験無線局 | 8 放送局 |
| 9 50ワット | 10 100ワット | |

B－3 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、これらの規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。以下同じ。

- ア 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、無線通信（特定の周波数を使用して暗語により行われるものに限る。）を傍受してはならない。
- イ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ウ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- エ 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- オ 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

B－4 次の事項のうち、電波法（第73条）の規定に照らし、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができるときに該当するものを**1**、これに該当しないものを**2**として解答せよ。

- ア 電波法の施行を確保するため特に必要があるとき。
- イ 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認め、電波の発射の停止を命じたとき。
- ウ 電波利用料を納めないため督促状によって督促を受けた免許人が、指定の期限までにその督促に係る電波利用料を納めないとき。
- エ 無線局の免許人が検査の結果について指示を受け相当な措置をしたときに、当該免許人から総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に対し、その旨の報告があったとき。
- オ 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認め、電波の発射の停止を命じた無線局からその発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合するに至った旨の申出があったとき。

B－5 次の記述は、電波の質について、及び用語の定義を述べたものである。電波法（第28条）及び電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の**1**から**10**までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の **ア** 、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の **イ** からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。
- ③ 「 **ウ** 」とは、その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の0.5パーセントに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等、0.5パーセントの比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。
- ④ 「スプリアス発射」とは、必要周波数帯外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで **エ** をいい、 **オ** を含み、帯域外発射を含まないものとする。

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------|
| 1 周波数の偏差及び幅 | 2 周波数の偏差、幅及び安定度 |
| 3 特性周波数の割当周波数 | 4 特性周波数の基準周波数 |
| 5 必要周波数帯幅 | 6 占有周波数帯幅 |
| 7 低減することができないもの | 8 低減することができるもの |
| 9 高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積 | 10 高調波発射、低調波発射及び寄生発射 |